

北九州市市民活動サポートセンター団体登録基準

（目的）

第1条 北九州市市民活動サポートセンター管理運営要領（以下「管理運営要領」という。）第3条第2項の規定により、北九州市市民活動サポートセンターに登録する団体（以下「登録団体」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

（登録の条件）

第2条 登録条件は、次の各号のとおりとする。

- （1）管理運営要領第3条第1項に該当すること。
- （2）管理運営要領第3条第3項各号に該当しないこと。
- （3）主な活動場所が北九州市内であること。
- （4）同居の親族を除く2人以上で構成された団体であること。
- （5）団体の活動方針や活動計画等をセンターへ提出できること。
- （6）団体が市内活動開始後、6ヶ月以上経過していること。
- （7）前号の活動実績を、センターが確認できること。
- （8）継続した活動をしており、かつその活動が証明できるものをセンターへ提示できること。
- （9）第4条各号の情報開示ができること。

2 前項に関わらず、市長が特に認めるときは、登録条件を満たしたものとする。

（登録）

第3条 登録を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、申請書に氏名、ふりがな、生年月日及び性別の記載された役員名簿を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請団体が第2条の各号を満たすときは、登録することができる。

3 登録の有効期間は、登録日から2年以内とし、かつ市長が提示する期間とする。ただし、引き続き登録を希望する登録団体にあっては、市長が指定する日までに更新を申し出て、有効期間を2年以内の期間延長することができる。なお、第5条の登録の取消しなどの場合及び登録団体の都合により、登録を取りやめた場合はこの限りではない。

4 登録団体は、登録内容又は役員に変更があった場合は、遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

（登録内容）

第4条 市長は、前条の登録の申込みがあった場合は、次の各号に掲げる事項を登録し、その登録内容についてホームページ等に掲載し公開するものとする。ただし、第11号から第13号については、登録を省略することができる。

- （1）団体名
- （2）代表者氏名
- （3）団体の所在地又は主な活動場所
- （4）連絡先

- (5) 設立の時期
- (6) 活動分野に関する事項
- (7) 団体の目的
- (8) 活動内容
- (9) 活動実績
- (10) 会員数、会費に関する事項
- (11) 団体ホームページアドレス
- (12) PR事項
- (13) 他の組織から受けた支援の実績
- (14) その他市長が必要と認める事項

(登録の取消し等)

第5条 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めたときは、登録を取り消し、又は停止することができる。

- (1) 管理運営要領第4条に該当したとき。
- (2) 管理運営要領第5条第1項各号に違反したとき。
- (3) 第3条第4項の届出を行わないとき。
- (4) 第2条に該当しなくなったとき。
- (5) その他市長が必要と判断するとき。

(登録団体への支援)

第6条 市長は、登録した団体に対し次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) センターが発行する機関紙の送付
- (2) 申出による、登録団体の主催する行事等のセンターホームページ及びセンターメールマガジンへの掲載
- (3) 申出による、登録団体の主催する行事やボランティア募集等の掲示板への掲出
- (4) ミーティングスペース、ロッカー及び印刷機・大判プリンターの使用。ただし、共益的な活動には使用できない。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この基準は、平成27年9月1日から施行する。